

企業の安全衛生教育担当者様

製造業における職長等に対する能力向上教育を尚めす！！

5年ごとに
講習を！！

～更なるレベルアップを図り無災害を目指しましょう～



厚生労働省から、『製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について(令和2年3月31日付け基発0331第7号)』通達が発出されました。

職長等(作業中の労働者を直接指導又は監督する者)に対し、新たにその職務に就くこととなった後おおむね5年ごと及び機械設備等を大幅に変更した時に、職長等能力向上教育を行うことが求められています。

＜職長は現場のキーパーソンの存在です＞

労働安全衛生法第60条に「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」と定められており、仕事をする上で、現場で指揮、命令する人を指します。製造業等の業種において、新任の職長に職務を果すために必要な能力を付与するものとして「職長教育」(労働安全衛生規則第40条)が義務付けられています。

また、「安全衛生教育等推進要綱」に基づき下表のとおり、職長等の能力向上教育が求められています。※「安全衛生教育及び研修の推進について(平成28.10.2付け基発1012第1号)」抜粋

対象者	種類	実施時期	教育等の内容
職長等	○職長教育(法60条) ●能力向上教育に準じた教育	○当該職務に初めて就く時 ●定期(おおむね5年ごと) ●機械設備等に大幅に変更があった時	○安衛則第40条に規定された事項 ●当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項

＜製造業における職長等に対する能力向上教育カリキュラム＞ 合計6時間

- 1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 2) 事業場における安全衛生活動。労働安全衛生マネジメントシステム。指導力の向上
- 3) グループ演習

講習修了者には「製造業における職長教育等に対する能力向上教育修了証」を交付します。



問い合わせ先：(公社)神奈川労働安全衛生協会川崎北支部
川崎市高津区二子5-2-5 井上第1ビル 2F C号室
TEL044-850-8621